

令和3年2月6日
茨城県県民生活環境部次長 栗田 茂樹
(担当：自然環境課 課長補佐 佐藤 029-301-2946)

千葉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認 に伴う野鳥監視重点区域の指定について

令和3年2月6日、千葉県旭市の養鶏場において、家きん国内43例目となる高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された旨の報告がありました。これを受け、環境省が発生農場の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定しました。この区域に本県神栖市の一部が含まれることから、今後、本県重点区域内の野鳥の監視を強化します。

1. 経緯

- 2月5日（金） ・千葉県が、死亡鶏が増加した旨の通報を受け、当該農場への立入検査を実施
・当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性
- 2月6日（土） ・当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認

2. 対応

- (1) 2月6日に環境省が発生農場の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域(千葉県のほか、本県神栖市の一部を含む)に指定しました。今後、野鳥の監視を強化します。
- (2) 環境省及び千葉県と連携し、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査(鳥類調査、死亡野鳥調査等)を実施する予定です。
- (3) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html>に掲載)に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。
- (4) 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、令和2年11月5日付けで最高レベルとなる「対応レベル3」に引き上げられており、本県においても野鳥の監視強化を継続します。

3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- (2) 周辺地域のみならず県民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いします。

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【参考情報】

下記のホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

環境省HP (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

県自然環境課HP

(<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shizen/chojyuhogo/shibo.html>)